

令和 8 年度 補聴器販売者の技能向上研修等事業実施団体公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、補聴器販売者の技能向上研修等事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和 8 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和 8 年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

2. 事業の目的

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための基礎的な研修を実施する。

また、消費者が補聴器の機能や使用方法などを十分に理解した上で購入し、安全で効果的に使用できるよう、補聴器に関する情報等について普及啓発を行うことにより、補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的とする。

3. 事業内容

実施要綱の 3 による

4. 事業の実施主体

公募により採択された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 研修実施に係る留意点

- ①補聴器販売店に来店する利用者のニーズに十分対応ができる実践的な研修を実施する。
- ②研修については、多くの者が受講できるよう対面開催とオンライン配信を組み合わせ実施するなど、期間を分けた複数開催など、受講者への配慮を行うものとする。
- ③受講者の募集にあたっては、広く全国に周知するものとする。
- ④受講者の決定にあたっては、実施主体である団体に所属する職員以外の参加について特に配慮して行うものとする。
- ⑤研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。

7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省 令第 6 号 の 労働省）の

規定によるほか「医療施設運営費等及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

本事業の補助金については、35,540 千円を基準額（上限額）として交付するものとし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、通信運搬費、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費を予定している。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となる。

なお、委託費等については、評価結果等を踏まえ調整することがあり得ること。

8. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- （1）本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- （3）日本に拠点を有していること。
- （4）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5）予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

9. 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「令和 8 年度補聴器販売者の技能向上研修等事業応募申込書」（別添 1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和 8 年度補聴器販売者の技能向上研修等事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目（用紙サイズは A 4 とし、①～⑤の様式は任意とする）

・研修に関すること

- ① 本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、補聴器に関連する学会等との連携の有無、検討会の構成員など）
- ② 令和 8 年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））

③ 研修内容

- ・プログラム（担当講師、実習・座学の別も記載のこと）
- ・研修場所

④ 研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準

⑤ 事業に係る費用積算（別添２）・・類似様式でも可

・普及啓発に関すること

① 本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、補聴器に関連する学会等との連携の有無、検討会の構成員など）

② 令和８年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））

③ 普及啓発方法、内容

④ 事業に係る費用積算（別添２）・・類似様式でも可

（２）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間 令和８年３月１日（月）から令和８年３月１３日（金）※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局総務課医療調整係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「令和８年度補聴器販売者の技能向上研修等事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線４４５６）

FAX：０３－３５０１－２０４８

※ 問い合わせは、

平日の午前９時３０分から午後５時３０分（午後０時１５分～午後１時１５分を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 令和８年度補聴器販売者の技能向上研修等事業応募申込書・・・１部

イ 令和８年度補聴器販売者の技能向上研修等事業企画書・・・７部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・１部

エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定等を証する書類を有する場合、次のいずれかの写し・・・１部

ａ．女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。

ｂ．次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基

準適合一般事業主認定通知書

- c. 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

10. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局総務課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「令和8年度補聴器販売者の技能向上研修等事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）